

令和8年第2回定例会提出議案

令和8年第2回定例会議案等議決結果一覧

令和8年第2回定例会が6月2日から6月16日までの15日間で開催され、承認2件、議案8件、請願1件、委員会発議2件、議員発議2件を慎重に審議しました。



議案の内容等
詳細はこちら

番 号	件 名	議決結果
承認 第2号	専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）	承 認 (全会一致)
議案 第41号	地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案 第42号	かすみがうら市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案 第43号	令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）	原案可決 (全会一致)
議案 第44号	小中義務教育学校学習者用コンピュータ機器等の取得について	原案可決 (全会一致)
議案 第45号	市道路線の変更について	原案可決 (全会一致)
議案 第46号	市道路線の廃止について	原案可決 (全会一致)
議案 第48号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意 (全会一致)
委員会発議 第2号	茨城県議会議員一般選挙との同日選挙実現のため自主解散の措置を講ずる決議について	原案可決 (全会一致)
委員会発議 第3号	かすみがうら市特別職報酬等審議会開催に係る要望書の提出について	原案可決 (全会一致)
議員発議 第4号	土浦市とかすみがうら市の合併に向けた協議・検討の場の設置を求める要望書を提出する決議	原案可決 (全会一致)

賛否が分かれた議案等

番 号	氏 名 件 名	井出有史	塚本直樹	鈴木更司	石澤正広	服部栄一	鈴木貞行	櫻井健一	久松公生	小倉博	櫻井繁行	設楽健夫	来栖文治	岡崎勉	小座野定信	佐藤文雄	矢口龍人	議決結果
承認 第3号	市専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆	-	○	○	◆	○	承 認 (賛成多数)
議案 第47号	消防団ポンプ自動車の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	棄	○	○	原案可決 (賛成多数)
請願 第1号	日本政府に「非核三原則の堅持」を要請する意見書採択を求める請願	○	○	◆	○	○	○	○	○	○	○	◆	-	○	○	◆	◆	趣旨採択 (賛成多数)
議員発議 第2号	かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	◆	○	○	○	◆	-	◆	○	◆	○	修正可決 (賛成多数)

賛成は○、反対は◆、欠席は欠、不在は／、除斥は除、表決権を行使しない場合は棄で記載

※来栖議員は議長職のため、原則として表決に加わりませんので「-」と記載しています。ただし、賛否が同数となった場合は、議長も表決に加わります。

議員発議第2号「かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、「かすみがうら市議会議員の政治倫理条例」について、市職員の人事に対する不当な介入の禁止や、政党機関紙の購読勧誘や配布を禁止する規定、市から補助金を受ける団体の代表者就任の制限を盛り込むよう改正を加えるものですが、令和8年第1回定例会で上程され継続審査となっております。

その後、4月30日の議案審査特別委員会での審査において、政党機関紙の勧誘や配布の禁止については「庁舎内」に限定すること、また、団体の代表者就任の制限については図らずも抵触する場合も想定されるため、大洗町議会政治倫理条例を参考に「原則」とする等の改正を加えた修正案が提出されました。

令和8年第2回定例会本会議の審議では、以下の討論が交わされ、採決の結果、賛成多数で修正案が可決されました。

議員発議第2号の修正案について行われた主な討論

賛 成	反 対
・本条例は議会の信頼をなすものである。一度制定して固定化するのではなく、時代や社会の要請に合わせて常に内容を磨き上げていくことが、市民に対する真摯な姿勢であり、議会改革の本質である。今回の改正は、まさに時代に合わせたブラッシュアップの取組であり、現状の課題を真摯に受け止め、より透明性が高く、実効性のある規律へ深めていくための前向きな見直しである。 ・市役所庁舎、公民館、出張所といったところは公の場所である。いろいろな方が出入りするところで中立性を保つ、そういったことを目的とした条例の制定には賛成する。	・第1に、条例制定から間もない中で改正を行うのであれば、条例にどのような問題が生じているのか、市民や議会運営にどのような支障があるのかを明確に示す必要があるが、今回の提案では、改正の合理的な理由が十分に感じられなかった。第2に、過度な規制や義務の追加は、議員活動に対する心理的なハードルを高める可能性があり、議員の成り手確保に逆行する懸念がある。 ・「庁舎内において、政党又は政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、又は配布する行為をしないこと。」の条文を新たに入れる必要はない。憲法が保障する政治活動の自由や個人の思想・信条の自由を侵害するおそれがある。 ・「原則として、市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。」の条文については、代表者選出や引継ぎが困難な状態が発生すること、本市団体への議員の就任状態の調査が明らかでないこと、近隣市町村では同条項がないことから、慎重に検討すべき。

自治功勞により表彰

この度、小座野定信議員並びに岡崎勉議員が、長年にわたり議員として市政の振興に貢献された功績により、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から感謝状が贈られました。

●全国市議会議長会●
●茨城県市議会議長会●
議員在職20年
小座野 定信

●全国市議会議長会●
●茨城県市議会議長会●
議員在職15年
岡崎 勉



▲小座野定信議員 岡崎勉議員